

親^{※1}の経営を引き継ぐ場合の要件が変わりました

-就農条件整備事業・就農応援交付金-

※1 3親等以内の親族含む

鳥取県では、新たに農業を始める方に対し、早期の経営安定を応援するため、機械・施設整備費用の一部助成や支援金の交付を行っています。

令和8年度から、親の農業経営を継承して農業を始める方についての事業要件が一部変更になりました。



変更となる事業

就農条件整備事業

認定新規就農者^{※2}が就農初期（就農から5年以内）に必要な機械、施設等を整備する場合に経費の一部を助成。

〔補助率〕2分の1（県1/3、市町村1/6）

〔事業費上限〕国事業（経営発展支援事業等）と併せて1,600万円/5年間（家畜導入に限り2,800万円/5年間）

就農応援交付金

認定新規就農者^{※2}の就農初期の運転資金、基盤整備費及び生活費等に活用可能な、用途の定めのない交付金を交付。

〔交付額〕11万円/月（最長3年間）

※2 新たに農業を始めるにあたって、「青年等就農計画」を作成し、市町村からその認定を受けた農業者

要件の変更点

令和7年度まで

継承する経営基盤^{※3}以外で、市町村が定める新規就農者の所得目標^{※3}を目指すこと

※3 基盤強化法第6条に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において市町村が設定

令和8年度から

①と②の両方を満たすこと。

① 継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始

② A又はBを満たす青年等就農計画であると市町村長に認められること

A 継承する農業経営の現状の所得、売上もしくは付加価値額^{※4}を10%以上増加させる

※4 付加価値額＝収入総額－費用総額＋人件費

B 継承する農業経営の現状の生産コストを10%以上減少させる

申請窓口・手続きに関する問合わせ先

詳しくは市町村の担当窓口へお問い合わせください

要件と所得目標の考え方(令和8年度から)

例1 要件は所得の増加で、市町村が定める新規就農者の所得目標 300万円の場合

継承した基盤に係る所得を10%増加させたうえで、自身の経営基盤全体の所得が300万円を満たす必要があります。

全部継承	親の経営基盤（80a、400万円）を全て引き継ぐ 親の経営基盤 80a 400万円 → 後継者の経営基盤 80a 440万円 10%増加	目標とする所得額 440万円
一部継承	親の経営基盤（80a、400万円）のうち、 一部（20a、100万円）を引き継ぐ 親の経営基盤 80a 400万円 ↑ うち20a、100万円を後継者へ継承 → 後継者の経営基盤 20a 110万円 10%増加 + 38a 190万円 ↑ 後継者が新たに増やした経営基盤	目標とする所得額 300万円

例2 要件は生産コストの減少で、市町村が定める新規就農者の所得目標 300万円の場合

継承した基盤に係る所得の増減にこだわらず、生産コストを10%以上減少させることができれば対象となります。

全部継承	親の経営基盤（80a、400万円）を全て引き継ぐ 親の経営基盤 80a 400万円 → 後継者の経営基盤 80a 400万円 生産コスト 10%減少	目標とする所得額 400万円
全部継承	親の経営基盤（50a、250万円）を全て引き継ぐ 親の経営基盤 50a 250万円 → 後継者の経営基盤 50a 250万円 生産コスト 10%減少 + 10a 50万円 ↑ 後継者が新たに増やした経営基盤	目標とする所得額 250万円：× (市町村の設定額以下) 300万円：○
一部継承	親の経営基盤（80a、400万円）のうち、 一部（20a、100万円）を引き継ぐ 親の経営基盤 80a 400万円 ↑ うち20a、100万円を後継者へ継承 → 後継者の経営基盤 20a 100万円 生産コスト 10%減少 + 40a 200万円 ↑ 後継者が新たに増やした経営基盤	目標とする所得額 300万円